

岩泉町LINE公式アカウント運用ガイドライン

岩泉町（以下「町」という。）が運用するLINE公式アカウント（以下「当アカウント」という。）の運用ガイドラインを次のとおり定めます。

本ガイドラインは、当アカウントを利用する全ての方（以下「利用者」という。）に適用されます。内容を確認し、同意いただいた上でご利用ください。なお、当アカウントを利用することにより、本ガイドラインに同意されたものとみなします。また、利用者は、当アカウント上で提供されるサービスのご利用にあたっては、本ガイドラインに加え、LINE株式会社が定める各種利用規約等を遵守するものとします。

1 目的

LINEを広報媒体の一つとし、町政、防災及びイベント情報等、町に関する情報を発信し、町内外の利用者により多くの情報を提供することを目的としています。

2 アカウント

- (1) アカウント名 岩泉町
- (2) アカウントID @iwaizumi_town

3 発信主体及び管理者

発信主体は岩泉町政策推進課とし、管理者は政策推進課長とします。

4 運用時間

原則として、開庁日の8時30分から17時15分までとします。ただし、緊急時等、この時間帯以外に更新することがあります。

5 発信内容

- (1) 岩泉町の施策・事業（イベント情報を含む）等
- (2) 町公式ウェブサイトに掲載した情報等
- (3) 防災情報
- (4) その他、管理者が適当と認める情報

6 メッセージ等への回答

利用者から投稿されたメッセージ等に対し、町は、原則として個別の回答を行わないものとします。

7 禁止事項

利用者は、当アカウントの利用に際して、次に掲げる行為をしてはならないものとします。利用者の投稿が次の事項に該当すると町が判断した場合は、利用者に断りなく、全部又は一部の削除、その他必要な措置をとることができるものとします。

- (1) 法令等に違反する内容、または違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、または名誉もしくは信用を傷つける内容
- (3) 政治・宗教活動を目的とする内容
- (4) 公序良俗に反する内容
- (5) 犯罪行為を助長する内容
- (6) 本人の承諾なく個人情報を開示・漏えいする等のプライバシーを侵害する内容
- (7) 第三者の特許権、意匠権、著作権、商標権、肖像権等を侵害する内容
- (8) 人種、思想、信条等の差別または差別を助長させる内容
- (9) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とした内容
- (10) 記載された内容が虚偽または著しく事実と異なる内容
- (11) 有害なプログラム等を含む内容
- (12) わいせつな表現等を含む不適切な内容
- (13) その他、運営上、不適當であると判断される内容

8 知的財産権

- (1) 当アカウントに掲載している個々の情報（文章、写真、イラスト等）に関する知的財産権（商標権、著作権等の全ての権利）は、町あるいは町以外の原著作者等に帰属します。
- (2) 利用者が投稿した個々の情報については、投稿されたことをもって、利用者は町に対して、その個々の情報を無償で自由に利用を許諾したものとし、かつ、町に対して著作権等を行使しないことに同意したものとします。当アカウントに掲載されている情報（文章、写真、イラスト等）に関する知的財産権（商標権、著作権等の全ての権利）は、町または町以外の原著作者に帰属します。

9 免責事項

- (1) 町は、LINEに掲載した情報については、細心の注意を払って投稿しますが、正確性、完全性及び有用性等を保証するものではありません。また、当アカウントの掲載情報全てが、町の公式発表または見解を必ずしも表しているものではありません。
- (2) 当アカウントにおける情報を利用したために、利用者又は第三者が被った被害について一切の責任を負いません。
- (3) 町は、当アカウントに関連して生じた、利用者間のトラブル又は利用者と第三者との間のトラブルにより利用者又は第三者が被った損害について一切の責任を負いません。
- (4) その他、当アカウントに関連する事項によって生じたいかなる損害についても、町は一切の責任を負いません。
- (5) 町は、予告なしに掲載した情報を変更又は削除し、サービスの運用を中断し、又は中止することがあります。
- (6) 当アカウントは、LINE株式会社のシステムによって運用されています。LINEから提供されるソフトウェアやアプリの機能、ご利用方法、技術的なご質問に関しては、一切お答えできません。またLINE株式会社又は第三者から提供されているソフトウェアやアプリの機能、ご利用方法、技術的なご質問等に関しても、一切お答えすることができません。

10 アカウント運用ガイドラインの変更、削除

本ガイドラインの内容は、必要に応じて事前に告知なく変更、削除する場合があります。

第1版 令和6年7月1日